

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第五条第一項の認定と基準が類似する認定又は登録）</p> <p>第二十条 令別表第一の備考十二及び別表第二の備考三の主務省令で定める認定又は登録は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〽三（略）</p> <p>四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第二十三条の二の二十三第一項の登録</u></p> <p>五 〽八（略）</p>	<p>（法第五条第一項の認定と基準が類似する認定又は登録）</p> <p>第二十条 令別表第一の備考十二及び別表第二の備考三の主務省令で定める認定又は登録は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〽三（略）</p> <p>四 <u>薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の第二項の登録</u></p> <p>五 〽八（略）</p>